

○鶴岡市下水道事業経営審議会条例

平成28年3月24日

条例第21号

(設置)

第1条 下水道事業（鶴岡市下水道事業の設置等に関する条例（平成17年鶴岡市条例第246号）第1条の下水道事業をいう。以下同じ。）の円滑な経営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鶴岡市下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（一部改正〔令和7年条例37号〕）

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、下水道事業の経営に関する事項を調査審議する。

（一部改正〔令和7年条例37号〕）

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 公共下水道、集落排水処理施設又は浄化槽（市が設置したものに限る。）の使用者

（一部改正〔令和7年条例37号〕）

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、下水道部において処理する。

(一部改正〔令和7年条例37号〕)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

(鶴岡市水道事業経営審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 鶴岡市水道事業経営審議会条例（平成18年鶴岡市条例第10号）

(2) 鶴岡市下水道使用料等審議会条例（平成19年鶴岡市条例第26号）

附 則（令和7年12月19日条例第37号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。